

第8版

# 入会のしおり



千葉県社会保険労務士会

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F  
TEL.043(223)6002 FAX.043(223)6005

《URL》 <http://www.sr-chiba.org>

《E-mail》 [info@sr-chiba.org](mailto:info@sr-chiba.org)

# 入会に際して（登録と入会について）

## ■ 社会保険労務士の登録について

社会保険労務士となる資格を有する者が、社会保険労務士となるには社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令に定める事項の登録を受けなければなりません（社会保険労務士法（以下「法」という。）第14条の2（登録））。また、法第25条の29（入会および退会）により登録と同時に社会保険労務士会（都道府県単位に1つ）に入会しなければなりません。

社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会（法上の社会保険労務士会の全国唯一の組織、以下「連合会」という。）に備えられており、登録を受けようとする者は、所属（入会）する社会保険労務士会を経由して手続を行う必要があります。

千葉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）に登録入会手続をすると、本会会員となると同時に、県下各5つの地域に区分された支部に所属することになります。法人会員を除く、個人会員全員に例外なく共通することです。

社会保険労務士は、たとえ有資格者であっても登録をしなければ、社会保険労務士を名乗ることもできません。社会保険労務士の登録、ならびに本会への入会手続につきましては、以下となります。

## ■ 社会保険労務士の種別

### 1. 開業社会保険労務士（開業）

- ・他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（法18条）
- ・個人で事務所を設置（事務所一箇所の原則）（法18条）事務所の所在地が千葉県内にあること。
- ・事務所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（規則12条5項1号）

### 2. 社会保険労務士法人の社員（社員）

- ・他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（法14条の2第2項）
- ・社会保険労務士法人を設立（個人事務所を設けてはならない）（法25条の6、18条）
- ・事務所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（規則12条5項1号）

### 3. 勤務社会保険労務士（勤務）

- ・事業所に勤務し、社会保険労務士事務に従事する社会保険労務士（法14条の2第3項）
- ・事業所には、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む（法14条の2第3項）
- ・勤務する事業所（社会保険労務士または社会保険労務士法人の事務所を含む。）が千葉県内にあること。

### 4. その他の社会保険労務士（その他）

- ・上記のいずれにも該当しない社会保険労務士（社会保険労務士事務に従事していない社会保険労務士）で、住所が千葉県内にあること。

※1と2をあわせて開業、3と4をあわせて勤務等（いわゆる非開業）と言います。

## ■ 登録と入会に必要な費用と書類

### 登録費用（単位：円）

登録免許税	開業・社員※・ 勤務・その他	30,000	収入印紙を各自でご用意ください。書類不備の際にお書き直しいただくこともありますので、貼らずにご持参ください。
登録手数料		30,000	<b>特例</b> H9.4.1に法改正により強制的に登録抹消された平成5年度以前の社会保険労務士登録者（適用は1人1回限り）は <b>5,000円</b>
登載手数料	社会保険労務士法人	20,000	1法人当たり

※「社員」とは、社会保険労務士法人の社員のことです。

### 入会費用及び会費（単位：円）

入会金	開業・社員※	80,000	
	勤務・その他	80,000	
	社会保険労務士法人	80,000	個人会員分のほかに別途必要（会費も同様）
会費	開業・社員※	84,000/年 (月額7,000)	年度途中で入会の場合 月額会費×年度末月分を現金一括納入
	勤務・その他	60,000/年 (月額5,000)	
	社会保険労務士法人	84,000/年	社員数1～5人（開業会員1人分）
		168,000/年	社員数6～10人（開業会員2人分）
		(11人以上はお尋ねください)	
政治連盟会費	加入協力者	開業9,600/年 (月額800)	年度途中で入会の場合 月額会費×年度末月分までを現金一括納入
		非開業6,000/年 (月額500)	

- 一旦納入された入会金は返却いたしません。
- 登録手続きの際に納めていただく初回の会費は、例えば、6月1日付で登録の場合、6月から3月までの10か月分となります。（政治連盟会費も同様） 以後の会費納入につきましては、口座振替を案内させていただきます。

## ■ 登録手続きに来られる時は

1. 登録希望日（毎月1日）の**前月25日午前中までに**、登録者本人が事務局までお越しください。  
（郵送受付はできません）25日が休日の場合は、前の日の午前中になります。
2. 受付時間は、平日（土・日・祝日除く）の**午前9:30～11:30、午後1:00～4:30**です。  
お待ちしております時間をなくすため、事前に事務局（TEL 043-223-6002）へご予約ください。
3. 登録手数料、入会金、会費は、現金をご用意ください。
4. **新規登録に必要な書類は下記のほか、印鑑をお持ちください。**

(1)	社会保険労務士申請書（収入印紙は貼らずにお持ちください）
(2)	試験合格証票又は認定書のコピー
(3)	従事期間証明書 ※1 又は実務経験認定証明書
(4)	住民票 ※2（コピー不可）
(5)	写真票、顔写真2枚 ※3（1枚を写真票に添付し1枚はお持ち下さい。）
(6)	入会届（政連入会届含む）
(7)	事務所までの案内図（最寄り駅・バス等を記入） ※4
(8)	戸籍抄本又は個人事項証明書（申請時の氏名が添付書類（2）（3）と異なる場合）
(9)	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

※1 2年間の実務経験とは、社会保険労務士法施行規則第1条の2に掲げる事務であり、具体的には労働社会保険諸法令に関する実務経験をいいます。実務経験の内容について、確認を希望する場合は、従事期間証明書に必要事項を記入し（下書きで結構です。）、FAX（03-6225-4865）にて連合会登録係あてにお送りしていただければ、後日回答いたします。

※2 住民票は、コピーをせずマイナンバーのない原本（現物そのもの）をご持参ください。

※3 県会会員証用としてもう1枚顔写真（3cm×2.5cm、裏面に氏名記入、提出前3ヶ月以内に撮影したもの）をお持ちください。

※4 提出は開業のみ。（PC出力した地図等、様式は任意）

## 登録事項変更の手続き（単位：円）

変更登録手数料	2,000	住所（3ヶ月以内発行「住民票の写し」原本を添付）、事務所名、事務所所在地
	-	手数料不要 上記の場合で住居表示変更（行政機関の通知書又は証明書添付）
証票再交付手数料	3,000	顔写真（縦3cm×横2.5cm）1枚添付
氏名変更	5,000	3ヶ月以内発行「戸籍抄本」原本と顔写真（縦3cm×横2.5cm）1枚・証票添付
異動届	-	手数料不要 郵便番号、電話番号、FAX番号、勤務先、諸通知・会報等の連絡先

## ■ 登録抹消（退会）の場合

- (1) 登録抹消申請（届出）書（手数料不要）を提出
- (2) 社会保険労務士証票（紛失の場合は証票紛失届）を添付
- (3) 千葉県会会員証を返還
- (4) 退会届（\*政連加入者は政連退会届も必要）
- (5) 会費返金口座通知書出（\*会費精算必要者のみ）

### 手続きの流れ及び留意点

- \* 『社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない（社会保険労務士法第14条の4）』とあります。  
変更が生じた際には（登録抹消（退会）を含む）、事前に事務局へご連絡いただき、必要書類をご請求ください。また、変更事項が複数にわたる場合、まとめて1回で申請されますと、手数料は1回分となります。
- \* 転居された際、事務局へご連絡がないと、会報・関係書類等が返送されてしまい、お届けが大幅に遅れてしまいますので、必ずお手続きください。
- \* 登録基準日（毎月1日）の前月25日午前中までに、お手続きください。25日が休日の場合は、前日の午前中になります。
- \* **変更登録手続き及び登録抹消（退会）は、窓口又は郵送でできます。FAXや電子メールではできません。**

## ■ 支部（本会下部組織）への所属（入会）について

個人会員は、入会届をもって本会に所属（入会）されると同時に、支部にも所属（入会）することになります。

支部には、県内を5つの区域に区割りした、千葉支部、船橋支部、東葛支部、木更津支部、北総支部があり、前述のとおり個人会員の皆様は、全員いずれかの支部に所属（入会）します。

各支部は本会の下部組織としての活動だけでなく、各支部独自に事務局（一部支部を除く。）を有し、独立した自主活動を行っており、支部で年次総会を開催し、各支部の事業や予算を審議決定しています。

従って、各支部共に支部会費（運営費）があり、**本会会費とは別に支部会費負担の義務も個人会員の全員が有するシステムとなっています。**詳細は所属（入会）する支部（支部事務局）にお問い合わせ下さい。

社労士法第25条の28（支部）、本会会則第5条（支部）第8条4項（会員）、本会支部細則第4条（会員）によります。

### 【支部の所属区域の決め方について】

- (1) 開業会員・法人社員会員は、事務所の所在地
- (2) 勤務会員は、勤務先事業所の所在地
- (3) いずれにも該当しない場合は、住所地の区域

## ■ 入会者を対象とした「入会式」および「入会オリエンテーション」の実施について

本会では、新規登録入会者や移籍入会者等を対象に、登録入会后、事前に連絡を行い「入会式」および「入会オリエンテーション」を実施しています。「入会式」には本会会長および政連会長等出席の下、式典を開催し、「会員証」等の書類を手交しています。また、オリエンテーションでは、本会の組織・運営ならびに関係団体（政治連盟）等についての概要を説明するとともに、同時に入会者からの様々な質問にもお答えしていますので、必ずご出席ください。その際にお渡しする書類の一例として、以下の書類があります。

- (1) 「千葉県社会保険労務士会 入会証」
- (2) 本会 会員証
- (3) 社会保険労務士登録申請書（控）
- (4) 本会「諸規程集」
- (5) 社労士手帳

## ■ その他

### 1. 「新規登録・入会手続のQ&A」について

本会では、社会保険労務士の登録・入会に関する事項をこの8ページ～10ページで、「Q&A方式」にまとめた「新規登録・入会手続のQ&A」を作成しています。登録・入会の手続で、なお、ご不明な点等がありましたら、こちらをご一読下さい。

### 2. 登録・入会後の各種変更に関する届出について

登録・入会后、登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更登録に係る手続（申請）を行う必要があります。本会では、このしおりの最後に変更事例を一覧表にまとめた「登録・入会後の各種変更に関する届出について」を作成していますので、詳細はそちらをご確認下さい。また、同一覧表は、本会ホームページ（会員専用ページ内）でもご覧いただくことができます。

### 3. 連合会作成の帳票用紙等の頒布について

本会では、会員が社会保険労務士業務を遂行するために必要な各様式（諸帳簿、諸用紙、参考図書等主に連合会で取り扱っている物。）を有料頒布しています。

詳細につきましては、「全国社会保険労務士会連合会作成の帳票用紙等の頒布について」をご覧頂くか、あるいは本会のホームページ（会員専用ページ内）でもご覧いただけます。

### 4. 研修会等について

入会後の個人会員の資質向上のため、研修会を開催しています。総会で承認された事業計画に基づき、研修委員会が具体的に順次実施します。

入会后、メールまたは文書により各会員へお知らせしています。

### 5. 個人会員の福利厚生について

本会では、会員の福利厚生を目的とした慶弔・見舞金、人間ドック受診時の補助金を支給する制度があります。

### 6. 連合会関係機関について

本会では、以下各号に紹介する連合会関係機関への会員の加入を勧奨しています。

- (1) 社会保険労務士政治連盟への入会手続・会費について

7ページの最後をご参照ください。

## (2) 全国社会保険労務士国民年金基金

本基金は社会保険労務士業に従事する国民年金の第1号被保険者によって組織された職能型国民年金基金です。詳細は入会后、希望者に関係資料をお渡し致します。

## (3) 社会保険労務士賠償責任保険

この保険は、連合会を保険契約者とし、全国47都道府県社会保険労務士会の開業会員および社会保険労務士法人を被保険者とする団体契約の保険です。詳細は入会后、希望者に関係資料をお渡し致します。

## 7. 千葉 SR 経営労務センターについて

この団体は開業社会保険労務士が会員となり、その関与先の中小企業事業主や一人親方の方が準会員として加入する労働保険事務組合です。詳細は入会后、希望者に関係資料をお渡し致します。また入会オリエンテーション時にも関係資料をお配りしております。

## 8. 社労士会労働紛争解決センター千葉について

社労士会労働紛争解決センター千葉（以下「解決センター」という。）は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、個別労働関係紛争につき労務管理の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

## 9. 成年後見センター千葉について

社会保険労務士の社会貢献に関する事業として、平成27年12月2日、「一般社団法人成年後見センター千葉」を設立し、高齢化社会に向けた事業として活動を行ってまゝ。正会員は、随時募集をしておりますので、希望者は本会事務局にお問い合わせください。

## 10. 社会保険労務士法人会員について

社会保険労務士法人設立をご検討される方は、社会保険労務士法人設立までの概要をまとめた連合会発行「社会保険労務士法人の手引」をご覧ください。なお、印刷物の頒布は行っておりません。

県会HP（頒布用ページ）よりPDFをダウンロードしてご利用下さい。

## 11. 特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務の付記）について

特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務）試験に関するお問い合わせは、入会后、下記全国社会保険労務士会連合会紛争解決手続代理業務試験センターへ直接ご連絡下さい。

〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館  
全国社会保険労務士会連合会試験センター  
TEL 03-6225-4882 FAX 03-6225-4883  
<http://www.shakaihokenroumushi.jp>

## 千葉県社会保険労務士政治連盟加入について

千葉県社会保険労務士会とともに社会保険労務士制度発展のために必要な活動を行うのが、千葉県社会保険労務士政治連盟です。社会保険労務士会は法定団体であるため、公職選挙法や政治資金規正法により一部の政治活動を行うことが制限されており、これを補うための組織として政治連盟が必要です。どうぞ政治連盟の趣旨をご理解いただき、是非ともご加入をお願いいたします。

### ◇「政治連盟」の目的は

社会保険労務士政治連盟の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行うことです。

社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の政党や個人の政治目的のために活動するものではありません。

### ◇「政治連盟」の主な活動は

社会保険労務士制度の発展を図るためには、法改正や制度改正が必要となります。そのために、国会議員や地方議員と常日頃から連携して、政治情勢等の情報を得るとともに我々の要望を十分に伝えて社会保険労務士制度に対する理解を深めてもらう活動を行っています。

#### (1) 選挙支援活動

国政選挙や地方選挙の際、社会保険労務士制度に理解があり、今後も協力していただけるとされる方を推薦し、支援する活動を行っています。

#### (2) 議員懇談会の設置・開催

自由民主党、公明党、民主党国会議員による各政党別の社会保険労務士議員懇談会を通じて、情報収集や意見交換を行っています。

千葉県会にあっては、県議会議員及び市議会議員による各政党別の推進議員連盟を各々設置していただき、意見交換を行っています。

### ◇「政治連盟」の活動の成果は

平成26年には、第8次社労士法改正の実現を果たすことができました。また千葉県社会保険労務士会がすすめている「労働条件審査制度の導入」「学校教育推進」「建設業の社会保険未加入問題」等に関する事業推進に、県議会議員や市議会議員の方々にご協力をいただきながら各自自治体への働きかけを行っています。

### ◇負担金について

全国社会保険労務士政治連盟への納付金は、千葉県社会保険労務士会の会員数から算定されています。そのため未加入会員分の納付金も加入会員が負担しているのが実情です。このような制度となっていることをご理解いただき、是非ともご加入いただけますよう重ねてお願いいたします。

### ◇入会手続き・会費について

入会手続きは、本会事務局宛に「千葉県社会保険労務士政治連盟入会申込書」を提出いただければ、いつでも入会できます。会費については、開業・法人社員は、年額9,600円（月額800円）、勤務・その他の会員は、年額6,000円（月額500円）となっております。



# 新規登録・入会手続きのQ & A

## Q 1

社会保険労務士試験に合格しましたが、社会保険労務士となるために必要な今後の手続きを教えてください。

## A

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）への登録手続きと同時に所属する千葉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）への入会手続き（登録・入会手続）が必要です。

必須：登録・入会手続、新規の場合同時に行います。

※新規登録の申請（受付）は、本会を経由して行われるため、入会受付と同時にを行います。

※本会に入会された個人会員（法人は除く。）は、例外なく本会下部組織の5支部（千葉支部、船橋支部、東葛支部、木更津支部、北総支部）のいずれかに所属します。

## Q 2

合格したら必ず登録・入会しなければいけないのですか？

## A

合格後、社会保険労務士の仕事をするには、必ず登録・入会しなければなりませんが、直ちに登録・入会しなくても資格は有効です。また、登録・入会されなければ、社会保険労務士を名乗ることも、名刺等に社会保険労務士という肩書を入れることもできません。

## Q 3

すぐには社会保険労務士の登録（仕事）は行わないのですが、後で登録することはできますか？

## A

登録の申請は、後日いつでも可能です。実務経験者であることが求められ、毎月25日締切り、翌月1日付の登録となります。ただし、登録時に合格証（票）が必要になりますので、登録時まで大切に保管下さい。また、登録されない場合でも、連合会が毎月発行している情報誌『月刊社労士』を購読することができます。

お問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 広報課

T E L 03-6225-5013

## Q 4

社会保険労務士として業務（仕事）を開始したいのですが？

## A

登録（開業）と同時に開業入会の手続が必要です。また、社会保険労務士として登録するためには、通算して2年以上の労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が必要になりますので、この事務従事期間を証明する書類「労働社会保険諸法令関係事務従事期間証明書」（以下「従事期間証明」という）も申請時に添付します。

更に、開業する場合は、あらかじめ事務所を定め、名称、所在地も登録しなければなりません。

## Q 5

現在、2年以上の事務従事期間がありません。登録できませんか？

## A

事務従事期間がない場合は、登録できません。  
ただし、連合会が定期的に行う「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」(有料)(以下「事務指定講習」という。)を受講し、修了証を受け取ることで登録することができます。

## Q 6

2年以上の事務従事期間はありますが、1事務所での証明でなければ、登録はできませんか？

## A

通算して2年以上の事務従事期間の証明が受けられれば、登録できます。  
「従事期間証明」については、通算することができますので、複数の会社の従事期間の合算で2年以上の期間があれば、証明を受け登録することができます。ただし、この場合は、従事事業所ごとに証明を受け、申請時に提出して頂くことになります。

## Q 7

何故2年以上の事務従事期間が必要なのですか？また、証明とは具体的にどの様に受けたら良いのですか？

## A

社会保険労務士法第3条(資格)に資格要件として、実務経験に関する記載があります。従いまして、登録・入会申請の際、(一部申請者を除き)「社会保険労務士の資格を有する者」で「事務に従事した期間が通算して2年以上あることの証明」が必要になり、この事務従事期間に関する証明は、従事事務所ごとに作成し、それぞれの事業主の証明を受けなければならないとされております。  
ちなみに「事務指定講習」を終了した者は、社労士法第3条の「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」に該当します。  
この証明書につきましては、連合会発行の様式「労働社会保険諸法令関係事務従事期間証明書」(登録規程様式第5号)がありますので、必要な方はお申し出下さい。

## Q 8

Q7のA「一部申請者を除き」とありますが、具体的に教えて下さい。

## A

昭和57年3月以前に資格を取得された方は、「従事期間証明」は不要です。

## Q9

昭和57年3月以前に資格を取得（合格）したのですが、登録時に事務従事期間を証明する必要はありますか？

## A

昭和57年3月以前に資格を取得された方は、「従事期間証明」は不要です。  
昭和57年4月以降に資格を取得された方は、「従事期間証明」が必要です。

## Q10

開業社会保険労務士と勤務社会保険労務士について、もっと具体的に教えてください。

## A

1. 開業社会保険労務士（法人事務所の社員を含む。）
  - ・ 他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（社労士法第18条）
  - ・ 個人で事務所設置（事務所一箇所の原則）（社労士法第18条）
  - ・ 事務所所在地の都道府県社会保険労務士会に入会（社労士法規則第12条第5項1号）
2. 勤務社会保険労務士（法人事務所の勤務社会保険労務士を含む。）
  - ・ 事業所に勤務し、社会保険労務士事務に従事する社会保険労務士（社労士法第14条の2第3項）
  - ・ 事業所には、社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人事務所を含む（社労士法第14条の2第3項）
  - ・ 勤務事務所所在地の都道府県社会保険労務士会に入会（社労士法施行規則第12条第5項2号）

## Q11

開業社会保険労務士と勤務社会保険労務士に該当しませんが、社会保険労務士として登録したいのですができますか？

また、会社に勤めているのですが、勤務社労士の仕事は行っていません。この場合も勤務社労士になるのでしょうか？

## A

社会保険労務士事務に従事しない会社員、他士業、コンサルタント、フリーランス、専業主婦等である場合、その他の社会保険労務士として登録を受けることができます。

この場合は、本人の住所区分により登録・入会の手続先（社会保険労務士会）が決まります。

（社労士法施行規則第12条第5項3号）

## ■ 登録・入会後の各種変更に関する届出について

登録・入会後に登録内容に変更が生じた場合は、以下の手続きが必要になります。下記の一覧表を参考に、速やかに手続きして下さい。

お問い合わせ先：

本会事務局 TEL：043-223-6002 FAX：043-223-6005 E-mail：info@sr-chiba.org

### 変更登録時の添付書類一覧表

変更内容	必要書類等	変更登録申請書	社労士証	住民票抄	戸籍抄	会員届	異動届	入会届	退会届	顔写真	再交付申請書	備考 (単位：円)
① 県内勤務等⇒県内開業		●				●		●				手数料 2,000
② 県内開業⇒県内勤務等		●				●		●				〃
③ 氏名の変更		●	●		●	●				●	●	手数料 5,000 (手数料 2,000 + 証票再交付 3,000)
④ 住所（自宅）変更		●		●		●						手数料 2,000 *
⑤ 開業会員事務所の所在地		●				●						〃 *
⑥ 事務所の名称の変更		●										〃
⑦ 他会へ移管（移籍）		●				●			●			〃
⑧ 社労士証票の紛失、損壊										●		再交付 3,000 円、顔写真 1 枚 (3cm × 2.5cm)
⑨ 会員証の紛失、損壊										●	●	手数料不要、顔写真 1 枚 (3cm × 2.5cm)
⑩ 電話番号・FAX番号、 勤務等社労士の勤務先、 諸通知・会報等の連絡先変更							●					手数料不要

## ・ 注意事項

- (1) 本会事務局にご来局される場合の受付時間は、平日（祝日除く）の午前9：30～11：30、午後1：00～4：30です。
- (2) 顔写真は、縦3cm×横2.5cmサイズのものを用意ください。（裏面に氏名記入、提出前3ヶ月以内に撮影したもの）
- (3) 戸籍抄本・住民票マイナンバーのない原本をお持ちください。（提出前3ヶ月以内に交付のもの）
- (4) 行政措置による住所（自宅）・事務所所在地変更の場合は、行政機関の通知書又は証明書（写）の提出となります。（手数料不要）
- (5) Eメールアドレス変更は、本会事務局宛にメールでお届けください。

## ・ 各様式について

変更登録申請書等の各様式は、事前に本会事務局にお問い合わせください。

転居された際、事務局へご連絡がないと、会報等の関係書類が返送されてしまい、お届けが大幅に遅れてしまいますので、必ずお手続きください。

## ・ 社会保険労務士法人の設立の届出及び紛争解決手続代理業務（特定社会保険労務士）の登録手続について

- (1) 社会保険労務士法人に関する届出手続については、全国社会保険労務士会連合会作成の「社会保険労務士法人の手引き」冊子をご参照ください。
- (2) 紛争解決手続代理業務の付記（特定社会保険労務士）の申請に手続には、必要な書類を準備の上、申請ください。なお、登録日は毎月1日付（前月の25日までの申請受付分）となります。  
申請に関する詳細は、全国社会保険労務士会連合会（同ホームページ）・本会（同ホームページ）にお問い合わせください。